

# マンション管理士吉田総合事務所通信

2020年(令和2年)5月25日  
第00072号(隔月発行)

編集/発行者: 吉田総合事務所

住所: 柏市豊四季255-5-509

電話: 04-7100-2025

URL: [www.mankan-builkan.com](http://www.mankan-builkan.com)

## 共用部分 制度改革に対応 リフォーム 融資

# 最大20年に延伸

## 利子補給 機械解体工事など対策 東京都

東京都は5月11日、住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を活用して大規模修繕工事を実施する管理組合に利子の1%分を助成する「マンション改良工事助成」の利子補給期間の上限を10年から20年に延伸する、と発表した。昨年10年、機構は一定の工事を行う場合を従来最長で「10年以内」だった返済期間を「20年以内」に延ばす融資制度の変更を行っており利子補給期間の延伸は、この変更に対応したものだ。このため利子補給の上限が20年に延伸されるのも、機構が融資期間を延ばす条件とした耐震

改修や機械式駐車場の解体、エレベーター取り替

「氏名公表」は厳禁  
居住者が新型コロナウイルス感染  
管理組合、どう対処

マンション居住者が感染した場合、管理組合はどうか対応すべきか。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、関係者が今、こんな疑問に頭を悩ませて

利子分はおおむね全額賄える計算だ。2020年度の申し込み受付期間は5月18日(来

居住者の感染を受けて管理組合が何らかの対応策を講じなければならぬ「義務」はない、という考えだ。ただし感染者が出た、という情報が広まると「管理組合が何もしないのはおかしい」と指摘される可能性もある。

(次ページにつづく)

